農研機構
NARO 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

台湾における『食の安全・安心』確保のための行政システム

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-12-20 キーワード (Ja): キーワード (En): WTO /SPS agreement, Food hygiene law, GAP, Food traceability 作成者: 稲津, 康弘, 中村, 宣貴, 椎名, 武夫, 川本, 伸一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24514/00002813

技術報告

台湾における『食の安全・安心』確保のための行政システム

稲津　康弘[§]，中村　宣貴，椎名　武夫，川本　伸一

The political system for administrative food safety relating issues in Taiwan

Yasuhiro Inatsu[§] , Nobutaka Nakamura, Takeo Shiina and Shin-ichi Kawamoto

National Food Research Institute, 2-1-12 Kannondai, Tsukuba, Ibaraki 305-8642

Abstract

Risk science based approach is now considered important for the political regulation of the food production and processing. Certification labeling of the quality insurance or traceability of foods are thought to be important to earn the confidence of consumer. Recently, food exporting countries have strong interest to the concept written above and have been constructing the social system for ensuring consumers safety and confidence. This paper introduced the overview of the recent situation of the international circumstance relating food safety. The efforts of Taiwan government and voluntary groups are also explained by way of illustration.

Key word

WTO /SPS agreement （WTO/SPS協定）、Food hygiene law（食品衛生法）、GAP （優良農業規範）、Food traceability（食品トレーサビリティ）

近年の経済発展にともない，「発展途上国」とされていた東南アジア諸国においても，消費者の食に対するニーズは，単なる「量の確保」から「安全性ならびに品質の保証」へと，より高度化している．また食料を主要輸出産物の一つと位置づけている国にとって，食品の安全性や品質は単に国内消費者を満足させるのみでは不十分であり，輸出先の提示するより厳しい規格・基準に準拠することが求められる．WTO体勢の下，近年では食品の安全基準や商品規格の設定においても，CodexやISO等の国際規格に準拠することが求められるようになってきた．そのため，食料輸出国においてもこれらの国際ルールと整合性を持つように国内法を整備し，食品の安全性や品質表示に関してもそれらに準拠して監視・規制を実施するようになってきている．

台湾はこれまでの歴史的関係や地の利もあって，日本に対する生鮮あるいは冷凍野菜の一大輸出国となっている．たとえば，2005年の財務省貿易統計によれば，国内輸入生鮮枝豆に占める台湾産商品シェアは92.3％であり，冷凍枝豆のそれは34.1％である．この他，生鮮の結球レタス（シェア32.4％）やスイートコーン（同21.5％）なども多く輸入されている．その一方で，このような輸入食品から残留基準違反農薬が検出された例もあり，また生食野菜類については食中毒原因微生物による汚染の可能性は常にありえる．このような事情もあって，2002年のWTO加盟以降，台湾は「食料輸出国」として，積極的に食の「安全性向上」と「信頼感獲得」のための制度導入を行っている．

本稿ではまず，食品安全性確保をめぐる国際状況につき概説した上で，日本とも密接な関係がある食料輸出国「台湾」の，食品安全性確保のための法制度およ

2006年 10月1日受付，2007年 1月11日受理

[§]連絡先 (Corresponding author)

び行政の取り組みにつき概説する．なお後者は2005年11月28日から12月３日にかけて実施した，現地の関係行政部局および食品輸出団体への聞き取り調査および公開行政文書を元にとりまとめたものである．

１．食品安全性確保をめぐる国際状況

1995年にGATTウルグアイラウンド合意（「サザーランド合意」：1993年）を受けて，WTO（世界貿易機構）が設立された．WTOは自由・無差別的な貿易の拡大を目的とするものであり，その目的に整合しない貿易措置は原則として，「WTOパネル・上級委員会申立て」等の紛争解決手続きの対象となる．一方，WTO加盟国は「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」（SPS協定：1994年締結）にもとづき，あらかじめ設定した「適切な保護水準」（Appropriate level of protection : ALOP）を超える健康・環境リスクに対処するために，人・動物・植物の生命や健康を保護する目的で，国境において検疫処理を実施し，あるいは国内において特定の表示（添加物・消費期限等）を義務づけるなどの措置（衛生および植物検疫措置：SPS措置）を取ることが許される[1]．SPS措置が偽装的貿易制限として使用されないために，ALOPは国際的な機関が設定した国際的基準，指針および勧告に整合する必要がある．合理的な理由が存在すれば国際的水準よりも高い国内保護水準を設定することも許されるが，その場合には科学的証拠を考慮したリスクアセスメントを実施する必要があり，かつその手法は国際機関によって開発されたものに準拠する必要がある．FAO / WHOの下部機関の政府間組織であるCodex委員会（Codex Alimentarius Commission：食品），国際獣疫事務局（OIE：動物の健康や伝染病）および国際植物防疫条約事務局（IPPC：植物の健康）が，これらの基準等の策定を担当している．上記のように，食品の安全性確保を目的とした規制は，国内規制・国際基準策定を問わず，リスクアナリシス（リスク分析）に基づくことが要求され，Codex委員会は1993年より食品の安全性に関する勧告の決定へのリスクアナリシスの適用と統合を促進している．リスクアナリシスは科学に立脚したプロセスである「リスクアセスメント（リスク評価）」，リスクアセスメントに基づいて政策オプションの選択を行う「リスクマネージメント（リスク管理）」および全ての利害関係者の情報・意見交換を行う「リスクコミュニケーション」の３項目から成る[2]．通常，リスクアナリシスは「リスクマネージャー（政策担当者）がリスクアセッサー（政治的に中立な科学者）に対して範囲を限定した上でリスクアセスメントを要請し，その答申を受けてリスクマネージャーが政策決定を行う」というプロセスで進行する．リスクアセスメント（科学）とリスクマネージメント（行政）の間には機能的分離と相互作用が確立され，またリスクアナリシスの全過程において透明性（Transparency）が確保される必要がある[3]．ヒトに対するハザードに関するリスクマネージメント組織（各国政府代表者が参加）およびリスクアセスメント組織（科学者が個人の立場で参加）は下記の通りである．

表１　国際的リスクマネージメント・アセスメント組織

ハザード	マネージメント組織（Codex委員会）	アセスメント組織（WHO / FAO合同）
食品添加物 汚染物質	食品添加物･汚染物質部会（CDFAC）	食品添加物専門委員会（JECFA）
残留農薬	残留農薬部会（CCPR）	残留農薬専門部会（JMPR）
残留動物医薬品	残留動物用医薬品部会（CCRVDF）	残留動物農薬専門委員会（JECFA）

このような国際的潮流の中，日本においても2003年に*食品安全基本法*が制定され，厚生労働省ならびに農林水産省がリスクマネージメントを担当し，内閣府食品安全委員会がリスクアセスメントおよびリスクマネージメントを担当する仕組みが導入されている．なお，日本においては*農林水産省設置法*４条14項の規定により，農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること（食品衛生に関すること及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関することを除く）については農林水産省が担当し，「飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること」および「販売の用に供する食品等の取締りに関すること」は厚生労働省が管轄する（*厚生労働省設置法*４条38・39項）ことになっている．

以上の点につき，新規農薬の製造（輸入）販売を行う場合を例に取って説明する．日本において，申請者は農薬取締法にもとづく登録申請にあたり，様々な試験成績資料と見本品を添えて（農薬検査所経由で）農林水産大臣に提出する．農林水産大臣は農薬検査所に提出試験成績の審査を命じるとともに，残留基準値の設定を厚生労働省に依頼する．厚生労働省は食品安全委員会に対して食品健康影響評価を依頼し，その結果に基づいて厚生労働省がADI（一日摂取許容量）を設定する．同時に環境省が農薬を使用しても環境に影響がないか否かを審査する．これらの審査の後，農林水産

省が，その薬剤の効能が適切に発揮でき，農作物と人や動物，環境に影響を及ぼさない使用方法（使用基準）を定めることになる．具体的には（農薬残留試験値に安全率を見込んで設定された）最大残留基準値（MRL）と，（国民栄養調査によって得られた）フードファクターを乗じることによって各作物からの農薬摂取量が得られ，該当作物からの摂取量の合計値がADIを超えないように使用基準は設定されている．

食品の品質および安全性確保のためには，「農場から食卓まで」（From farm to table / folk）の一連の過程における適切な管理が必要であり，2003年にFAO（Food and Agricultural Organization：国連食糧農業機構）も「Food Chain Approachの枠組み」に関する将来戦略に関する文書を発行している[4]．Codex委員会発行の「*RECOMMENDED INTERNATIONAL CODE OF PRACTICE - GENERAL PRINCIPLES OF FOOD HYGIENE*」[5]の第３部には一次生産物の衛生管理に関する記載があり，その中で「食品が適切な衛生状態の下で生産されていることを確実にするための規範および手段を採用する」ことが挙げられている．ここでいう規範がGAP（Good Agricultural Practices：適正農業規範）に相当する．「*Development of a Framework for Good Agricultural Practices*」[6]によると，カナダ・フランス・マレーシア・ニュージーランド・ウルグアイ・イギリスおよび米国では，国家政府機関によりGAP導入が促進されている．一方，GAPに関しては*EurepGAP*のほか，ユニリーバ，ネスレ，ダノンなど加工業者による独自の民間規格が乱立している現状がある．

EurepGAPは1997年に欧州小売業組合（EUREP: Euro-Retailer Produce working group）により提案されたものであり，2000年に正式開始した（2004年10月29日にver. 2.1に改定）．これは欧州主要小売業グループに通用する最低限の水準であり，2005年よりEU諸国の全ての大型マーケットはGAP証明のない輸入農産物の販売を禁止している．日本の流通販売業社では，2006年３月にAEONグループが初めてEurepGAPに加入している．EurepGAPはCodex委員会の“Code of Hygienic Practice for Fresh Fruits and Vegetables”[7]と適合している．EUREGAPは農場にIPM（Integrated Pest Management：統合的有害動物管理）やICM（Integrated Crop Management：統合的作物管理）[8]を組み込む手段を提供しており，作物モジュールには「文書化・トレーサビリティおよび品質システム要件」が含まれている．一方米国では*SQF*（Safe Quality Food）2000/1000規格を採用する所が多い．この規格は1994年にオーストラリア西農務省が開発したもので，2003年より*米国食品マーケティング協会*が管理している．日本においては，農林水産省消費安全局農産安全管理課が国内農場へのGAP導入を推進している．農水省は「平成16年度総合食料対策事業」の一環として，千葉県の農業法人「和郷園」においてGAPの実証試験を行い，それをもとに2005年４月１日，*JGAP*を策定した（2006年４月１日ver. 2.0）．2005年４月１日には，「和郷園」代表理事と「片山りんご（有）」代表取締役（日本で初めてEurepGAP取得）が発起人となり，JGAPの推進普及団体（*JGAI協会*）が設立されている．

農産物トレーサビリティ（生産物履歴追跡管理）システムは，最終消費者が農産物商品の生産履歴を確認するためのものである．これは消費者の信頼感を満たすことによって「安心感」を保証するものであって，「安全性確保」を主目的とするものではない．EurepGAP はもとより，*JGAP実施ガイドライン*においても，種苗から収穫・出荷までのトレーサビリティの確立が要求されている（出荷後の流通管理はカバー範囲外）．EC（欧州共同体）は2008年から，Production Profile (ID) のない全ての食品の輸入禁止することを予定している．農林水産省消費安全局消費・安全政策課は平成14年（2001年）度より*トレーサビリティシステム開発事業*（平成17年度より「*ユビキタス食の安全・安心システム開発事業*」に組替）を実施しており，現在，ごく一部のＪＡ団体・生産者グループおよび流通業者が農産物トレーサビリティー導入のための取り組みをおこなっているところである．なお，日本の有名な農産物履歴データベースに「*SEICA*」（*食品流通構造改善促進機構*）がある．

２．台湾における農林水産物生産の概況

台湾（中華民國：Republic of China）では1973年より数次にわたり，農業の発展と農家の収入向上を目的として，“Important Measures to Accelerate Agricultural Development”（農業発展加速のための重要施策）が実施されてきた．しかし社会構造の変化に伴い，国内経済に占める第一次産業の割合は減少を続けている．「*2004年台湾農業年報*」（農業委員会）によると，農業部門は国民総生産（GDP）のわずか1.74％を占めるに過ぎず，その経済成長率は-7.06％である．2004年の農業生産額は3,865千億元（１兆3,960億円）である．全戸数の10.4％（728,205戸）が農家であり，うち27.5％が専業農家である．農業就労者の大部分が，5,114の「農會」（農業組合）に所属しているとされる．農會所属者数は

1,940,010人だが，このうちの47.2％は「賛助会員」であり，これは農業従事者の高齢化（平均年齢63歳）を反映したものである．

国際連合およびその加盟国の多くは中華民国政府を独立国家として承認していないが，非公式関係は維持している．台湾は1990年１月１日にGATT（General Agreement on Tariffs and Trade：関税及び貿易に関する一般協定）参加を申し入れ，この件については1995年のWTO（World Trade Organization : 世界貿易機関）への改組後も議論が続けられた．最終的に台湾は2002年１月１日に「Separate Customs Territory of *Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu*（台湾・澎湖・金門・馬祖個別関税領域）」という名称でWTO加盟が認められた[9]．なお中華人民共和国は2001年12月11日にWTOに加盟している．WTO加盟により台湾国内の農業は，これまで以上に国内・国外市場シェアをめぐる国際競争に晒されることになっている．

上記のような現状をふまえ，台湾農業委員会は「*2005-2008年中期政策計画*」を制定しており，その中には「国際市場向け農業生産物の改良」（Ⅰ-P）や「安全な農業の発展と消費者利益の保護」（Ⅱ-A～G）の項目が策定されている．また農業委員会は農産物の輸出強化のため，３年間で約81億円を費やす予定の「農産物の国際的マーケティング強化プラン（加強農產品國際行銷方案）」を作成しており，これには①大規模で強固な輸出型農産業の発展②台湾ブランドの国際的イメージと知名度の確立③農産物輸出の増加と農家の収益向上，の３点が，目標として掲げられている．また農業委員会農糧署は，2003年６月に「輸出向け農産物における安全な農薬使用指導推進プラン（推動外銷農產品安全用藥輔導計畫）」を策定した．これは，日本等へ輸出された農産物が台湾における残留農薬基準値内であったにも関わらず，日本等の残留農薬基準値を超えてしまった事態を受けて，今後輸出される野菜や果物が，輸出国の残留農薬の規定に反するために返品や廃棄処分とならないようにすることを目的としたものである．これに加え，台湾政府は農業委員会の下に“Planning Office for *Pingtung* Agricultural Biotechnology Park”を作り，ハイテク農業技術開発と国際市場の充実を促進している．

３．台湾の食品安全性確保のための法システム

*台湾行政院*は日本の内閣に相当する最高行政機関であり，３つの段階に分かれている．第一段階は行政院会議，第二段階は８つの部（内政部，外交部，国防部，財政部，教育部，法務部，経済部，交通部：日本の省に相当）と蒙蔵委員会，僑務委員会からなる行政機関，第三段階は衛生署，環境保護署，海岸巡防署，労工委員会，農業委員会，文化建設委員会，原住民族委員会，客家事務委員会，中央選挙委員会，行政院主計処，行政院新聞局，人事行政局，中央銀行，故宮博物院などの直属機関・委員会（特別・臨時委員会も含む）である．行政院の最高職は院長（首相）であり，第二段階の８部・２会の長はそれぞれ政務委員が受け持つ．

日本における農林水産省および厚生労働省（旧厚生省管轄）に該当するものが*行政院農業委員会*および*行政院衛生署*である．農業委員会は農場生産段階から工場に入るまでの，衛生署は工場加工から流通・販売・消費過程の食品衛生管理を，それぞれ担当している（食中毒事件等が発生した場合は連携して調査・対策を実施する）．また重金属問題等に関しては，環境保護署とも連携している．現在のところ，日本の食品安全委員会に相当するリスクアセスメント機関は存在しない（リスク管理部門とリスク評価部門は完全に分離されていない）．実際には*行政院農業委員会農業薬物毒物試験所*（日本の国立医薬品食品衛生研究所に相当）等の公設研究機関や*台湾大学*等の大学の試験結果をもとに，食品衛生署の内部諮問委員会（日本でいう「厚生労働省薬事・食品衛生審議会」）がリスクアセスメントを実施している．例えば食品添加物については「食品衛生安全情報委員会」というものが食品衛生署の中に設けられている．なお，食品添加物の使用基準は国内アセスメント結果を重視しつつ，Codex規格等の国際基準を考慮して設定されている．

台湾では1980年より残留農薬のリスクアセスメントが問題となっている．農薬のRegulatory Scienceに係る試験研究は農業薬物毒物試験所が実施している（日本では*農薬検査所*が担当）．同研究所にはフードファクターに関する調査研究部門も含まれており，その結果は農薬・食品添加物等のADIの設定（衛生署が管轄）に使用されている．2003年までは農業委員会が農薬の使用基準を設定していたが，2004年よりその業務の大部分は農業委員会*動植物防疫検疫局*に委譲された．現在，この機関が台湾国内のアセスメント結果ならびに国際基準を参考にして，農薬の最大残留基準値（MRL）を策定することになっている（残留農薬基準のみ農業委員会が対応）．しかし同局本部はスタッフ数が７人と少ないために基準の発行業務しか行っておらず，実務は各地の農業改良普及所や，農業薬物毒物試験所に委託している．農薬使用基準の発行にあたっては，（小委員会

２つからなる）農業技術諮問委員会で使用による利害の比較が行われる．中央政府で設定された基準をもとに，地方政府（県）がより細かい基準を設定している．以上は*残留動物医薬品*についても同様であるが，飼料添加物については農業委員会が管理している．

台湾における食品安全性に係る基本法は「食品管理衛生法」（1975年１月28日制定，最終改定2002年１月30日）であり，その内容は日本の*食品衛生法*と類似している．食品管理衛生法の所轄官庁は衛生署であり，同法24条により地方自治体の食品製造加工・販売所に対する立入検査権（検体・記録の確保を含む）および腐敗変敗・食用不適格あるいは規格基準違反食品の販売停止処分が認められている．この規定は台湾国内で流通する食品全てに適用される．食品衛生署は21県に一つずつ支所を持っており，市販販売食品の抜き取り検査を実施している．国内サーベランスはあらかじめ定められた実施計画に従って行われ，事件・事故が発生した製品については重点的に抜き取り調査が行われている．最近では中国本土からの輸入食品（食品添加物・残留農薬）やベトナム・タイからの輸入野菜の残留農薬が問題となっているが，それ以上に密輸食品の違反事例に頭を痛めている状況である．一方，農業委員会動植物防疫検疫局はと畜場および市場にて，残留動物医薬品の検査を行っている（民間団体の「消費者保護基金」も同様の検査を実施）．

食品管理衛生法24条２項の規定により，税関における台湾国内輸入農林水産品およびその加工品の検査は*行政院経済部の標準検験局*（BSMI）に委任されている．これとは独立に「*商品検験法*」（経済部が所轄）が制定されており，同第３条の規定に基づき，

- 台湾国内で生産・製造および加工された農業・工業および鉱業製品
- 台湾に輸出される農業・工業および鉱業製品
- 台湾から輸入される農業・工業および鉱業製品の検査（Inspection）

は標準検験局が実施する体制になっている．検査方法は「バッチごとの検査（Batch-by-Batch Inspection）」「モニタリング検査」「商品証明書の登録」および「適合性の申し出」の４種によるものとされ（同第５条），検査は地方分局で行われている．ただし，上記の検査は主として工業製品や衛生製品を対象とするものであり，現地調査においては「輸出農産物は国内を通らないので，農業委員会が担当」というコメントを得ている．

衛生署および農業委員会は，輸出を目的とした農林水産物食品に限定した，特別な検査は行っておらず，輸出業者（パッカー）が相手国の基準を満たすように自主管理を行っている（農業委員会は枝豆等の輸出業者に対して，技術面でのアドバイスを行っている）．日本においては輸出国の公的検査機関で事前に検査を受け，その成績書が添付されている場合，当該貨物について検疫所における当該検査が省略される（細菌・カビ毒等，輸送途上において変化するおそれのある項目は除く）ことになっているが，台湾においては標準検験局がその証明書を発行している

日本同様，台湾においても食品加工工程におけるGMP （Good Manufacture Procedure）/ GHP （Good Hygiene Procedure）およびHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）方式の導入が推進されており，水産物加工品工場についてはGHPおよびHACCPシステムの導入が義務化されている．日本同様，GMP（GHP）およびHACCPの所轄官庁は衛生署であるが，食品加工に関しては経済部工業局食品工業課が担当しており，経済部標準検験局もEC（欧州連合）諸国輸出水産物加工業者に対するHACCPアドバイスサービスを実施している．2005年９月１日に食品衛生マネージメントシステムISO22000:2005が発行され，日本国内の食品関係業者の間でも関心を集めているところである．状況は台湾でも同様であり，標準検験局が実施したISO22000説明会には，台北だけで一回に100社が参加した（2005年12月中に台中・台南でも説明会を実施）．また，台湾においても食品関連事件に関連した風評被害が問題となっており，内政部所属のPR担当部局にリスクコミュニケーション担当官をおいている．また食品衛生署は問題食品の実際のリスクをわかりやすく消費者に伝達する目的で，2005年９月より「*食品安全警報紅緑燈*」というものをWeb siteおよび新聞で公表している．

４．GAP・農作物トレーサビリティシステムの導入状況およびCAS規格

ISO22000:2005においてPrerequisite programme (PRP: 前提条件プログラム)とは「食品の生産等の衛生的環境の維持に必要な基本条件および活動」と定義され，GAP (Good Agricultural Practices) は農産物生産過程で適用される前提条件プログラムである．なおISO22000においては，PRPによる一定の衛生的生産・製造環境を準備した上で，Hazard Analysis（HA）によって決定されたCCP（critical control point）あるいはoperation PRPを管理することにより，一定水準の食品安全性を確保する

仕組みになっている．一方，農産物トレーサビリティーシステムや商品品質表示は，食品の安全性確保よりむしろ，消費者への適切な情報提供による選択機会の保障と，製品に対する信頼感の確保を目的とするものである．いずれについても近年，各国で力を入れた取り組みがなされているものであるが，以下，台湾におけるいくつかの例を紹介する．

Taiwan News (2005.10.6) “*Lee Ching-lung: Safe agriculture closes all border*”の中で，台湾農業委員会の李金龍主任委員（日本の農林水産大臣に相当）は，2005年を“Safe Agriculture Year”と位置づけ，生産段階における農作物の安全性向上のための農業環境・資材の管理と下流における農作物の衛生検査の強化ならびに，“production-marking profiling demonstration programs”における，ISO品質管理（ISO9000:2000）・HACCP衛生管理システムおよびEUREGAPの精神と方法論の，台湾農業への適用について強調している．台湾においても1990年より稲などについて，「吉園圃」という任意参加のGAP認証が開始されている．現在台湾には約 3,000の農会が実働しており，うち半数が吉園圃に参加している．トレーサビリティー事業に参加しているのは80農場であるが，今後，全ての吉園圃にトレーサビリティーシステムを導入する予定である．現在，地方自治体（県）の農業担当部局が15-20人からなる生産部会（産鎖班：農協の部会に相当）を組織し，適切な農薬の使用等に関する教育訓練を行っている．農業委員会はCodex規格に準拠したTGAPの策定作業を実施中であり，2010年までに全農産物への導入をめざしている．現在，64品目の農作物について肥料・農薬等使用に関する標準作業手順（SOPs）が制定されており，2006年中に全品目のSOP / GAP関連情報を農業委員会のweb siteで公開する予定である．GAP認証対象食品については農業薬物毒物試験所が年数回（延べ数万件）の抜き取り検査を実施している．なおこの調査にあたっては，サンプリングバッグ側面と封印部分に生産者の署名を入れるようになっており，責任の所在が明らかとされている．また農業薬物毒物試験所では農業委員会の予算措置による農家に対する無料アドバイスや，企業からの農薬の安全性審査（一件につき2,000円程度）も行っている．2005年時点ではGAP認証作物についてはCASマーク（後述）の中に「GAP」の文字を入れることができたが，2006年度よりCAS取得条件としてGAP導入が求められるようになったことから，CASマークに「GAP」の文字が明示されることはなくなった（「有機」は別途表示可能）．

図１　トレーサビリティシステムのパンフレット

台湾は現在，精力的に農産物トレーサビリティの確立に取り組んでいる．図１にそのパンフレットの一部を示した．“*Production Profile System to give every food item an ID*” (2005.9.29) によると，2004年に農業委員会はニンジン・ジャガイモ・有機米・パイナップル・マンゴー・レタス・グリンピース・キャベツ・スイカ・ヒルガオ（water convolvulus）・トウモロコシ・トマト・イチゴ・茶および２作物について，農業団体・業者とともにdemonstration modelを開発中である（特に輸出量が多い食鶏と鰻についても，近いうちに同様の事業を開始する予定）．現在の課題の一つは，トレーサビリティーシステムに対する外部評価の確立である．国立台湾大学農芸学系のHuu-Sheng Lur教授は，（財）情報産業研究所のAlbert Chenとともに，農産物トレーサビリティの研究を行っており，農業委員会とともに“Taiwan Agriculture and Food Traceability System”を開発した．その一つである銀川永続農場の事業では20万元（日本円で約72万円）をかけてビデオカメラによる農場の連続監視および気候・土壌等の生産条件データの連続記録システムを導入しており，それらは生産作業記

録（農薬使用状況等含む）とともに*web site*からアクセス可能である（商品記載のID番号が必要）．

CAS（Certified Agricultural Standard）標章は日本の「JASマーク」に相当するものであり，農業委員会の所轄である．このマークは台湾国産農産物およびその加工品（国産材料７割以上）が最高品質であることを示すものである（2005年11月現在，255品目，6192点が登録）．この制度は1986年にスタートし，数次の改定を経て，2007年には他の類似商標と統合される予定である．CAS認定機関はCAS協会のみであり，農業委員会食品加工課が監督している．またCAS標章の発行はCAS協会が直接行っている．CAS協会の業務予算は全て農業委員会から出ており，会員からの収入は普及事業に使用されている．2005年より水産加工品についてはHACCPシステムの導入が義務化され，それにあわせて水産加工品のCAS規格も制定された（発行は農業委員会が直轄）．CAS標章記載の個別番号は八桁よりなり，初め二つが食品の種類，中二つが工場番号，最後二つが製造ライン番号である．CAS取得にあたっては書類審査と現場評価が必要で，前者は公立研究機関，後者は大学等の有識者に依頼している．またCAS取得工場には月１回以上～半年に一回（違反回数による），立入検査が行われており，また月に一回，工場出口および市場流通商品の抜き取り検査を実施している（図２）．検査に使用される成分分析法（CNS）は標準検験局が作成し，これはWTO / TBT協定にもとづき，ISO等の国際基準と整合性が図られている．CAS標章は一年間有効であり，年３回の違反で取り消しになる（行政罰はない）．

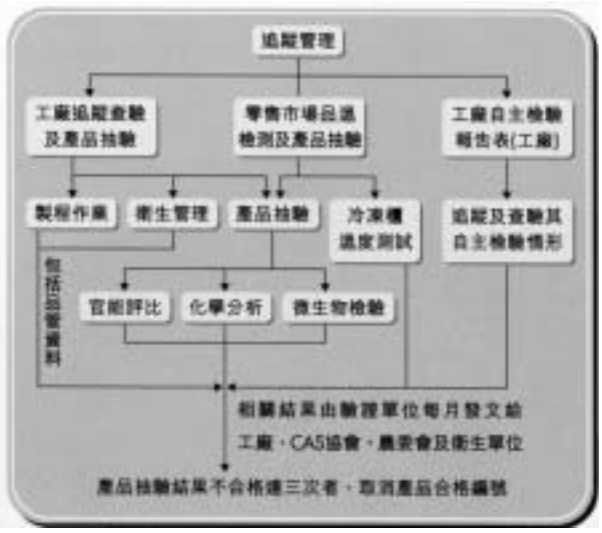

図２　CAS標章の管理

５．まとめ

以上みてきたように，台湾の食品衛生関連法システムは．平成15年改正前までの日本の食品衛生行政法システムと極めて類似した体系を採用している．現在の日本と異なり，今の所，独立した食品リスクアセスメント組織（日本の「食品安全委員会」に相当）は存在しないが，近いうちにこの点の改正は行われるものと思われる．上述のように，台湾から日本へ輸入される農産物は農業薬物毒物試験所で残留農薬検査を行っており，事業者も独自に残留農薬等の自主検査を行っていた．さらに冷凍枝豆においては，日本の事業者が厚生労働省認定の分析機関に分析を依頼し，問題のないものだけを輸出している例も存在する．さらに台湾では2006年に輸出農産物を対象としたT-GAPが正式導入されたことから，今後はより高度に安全管理がなされた農産物の輸出が可能となるものと思われる．

台湾においては食品表示やトレーサビリティーシステム導入に関する行政的取り組みも積極的に行われており，これは日本に代表される輸出先国に対する「食の信頼」を保証するために必須なものと認識されているようである．また輸出向け作物と国内向け作物の分別生産もなされている．例えば冷凍枝豆に関し，①生産段階では他の栽培地とは３～４mあけて栽培，②収穫から加工工場までの搬入段階では収穫後すぐにトラックに載せ，黒い網をかぶせ直ちに工場に搬入，③製造・加工段階ではロット管理を栽培区画ごとに行い，栽培区画が変わる場合は時間を空けて製造，といった管理がなされており，さらに製品はロット番号をつけて管理していることから，栽培履歴まで遡ることが可能とされている．

食料カロリー自給率40％の日本にとって，食料輸出先における食品の衛生・品質管理は重要な関心事であり，また今後，海外に向けて積極的に国産農産物を販売していく上でも，他国の動向に関する情報収集は必要である．今後の調査研究の充実が望まれる．

謝　　辞

本研究は平成17年度農林水産省消費・安全局委託事業「輸入農産物リスク管理対策事業」の一環として行った，台湾現地調査にもとづくものである．同調査にご協力いただきました台湾行政院および（独法）農林水産技術センター関係者に感謝申し上げます．

参考文献

1) FAO (2000) ”MULTILATERAL TRADE NEGOTIATIONS ON AGRICULTURE, A RESOURCE MANUAL - III - *Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures (SPS) and Agreement on Technical Barriers to Trade (TBT)*"

2) FAO / WHO (2003) ”*Codex Alimentarius Commission - 14th Procedural Manual*”

3) WHO (2000) "*The Interaction between Assessors and Managers of Microbiological Hazards in Food*"

4) FAO (2003) “*FAO's Strategy for a Food Chain Approach to Food Safety and Quality: A framework document for the development of future strategic direction*”

5) FAO / WHO (1997) ”*RECOMMENDED INTERNATIONAL CODE OF PRACTICE - GENERAL PRINCIPLES OF FOOD HYGIENE*”（CAC/RCP 1-1969, Rev. 3）

6) FAO (2003) ”*Development of a Framework for Good Agricultural Practices*”（Rome, 31 March-4 April 2003）

7) WHO /FAO (2003) ”Code of Hygienic Practice for Fresh Fruits and Vegetables“ *(CAC/RCP 53-2003)*

8) S. Reiners & C. H. Petzoldt. (2005) “*Integrated Crop & Pest Management Guidelines for Commercial Vegetable Production*” Cornell Cooperative Extension Publication, New York, USA

9) 台湾行政院農業委員会 (2005) *Measures and Strategies in Response to the WTO Impact on Taiwan's Agriculture*”

要　　約

近年，食品製造加工における規格基準はリスク科学に基づいて策定されるべきとする考え方が，急速に一般化している．適切な品質表示や食品トレーサビリティシステムの導入は，消費者の信頼確保のために重要な意味がある．近年，多くの食品輸出国はこれらの概念に対してかなり興味を持っており，消費者の安全と信頼を確保するためにこれらを食品行政システムに導入しようと試みている．本報はまず食の安全をめぐる国際状況につき概説した上で，近年の台湾における取り組みにつき，現地聞き取り調査をもとに説明した．